

上下水道料金の改定について（1）

令和6（2024）年5月23日（木）

上田市上下水道審議会

上 田 市 上 下 水 道 局

1 上下水道事業経営の現況と課題

(1) 上下水道事業の現況と課題

上下水道事業の経営は、公共性と経済性という両面の性質を保持したうえで、将来にわたり、持続可能なものでなければなりません。上下水道を取り巻く環境は、近年の人口減少や節水意識の高まり等により、料金収入及び使用料収入が、今後も減少していくと予想されます。

一方では、供用開始から水道事業は100年超、下水道事業は50年超と順次整備してきた多くの管路や施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化にかかる費用が大きな課題であります。

加えて、ベテラン職員の大量退職と少子化による担い手不足、近年多発する大規模災害への対応など上下水道事業の経営は年々厳しさを増しております。

1月の令和6年能登半島地震では、大規模な断水が長期にわたり発生し、現地では当たり前のように使用していた水道やトイレなどが使えない事態となり、何も意識せずに使っている上下水道のありがたさを改めて実感することとなりました。

この先も、市民生活の最重要基盤である上下水道を安全・安心に使い続けられるよう、様々な基盤強化の方法を検討しつつ、下記に留意し、料金の適正化を図ることが課題となっております。

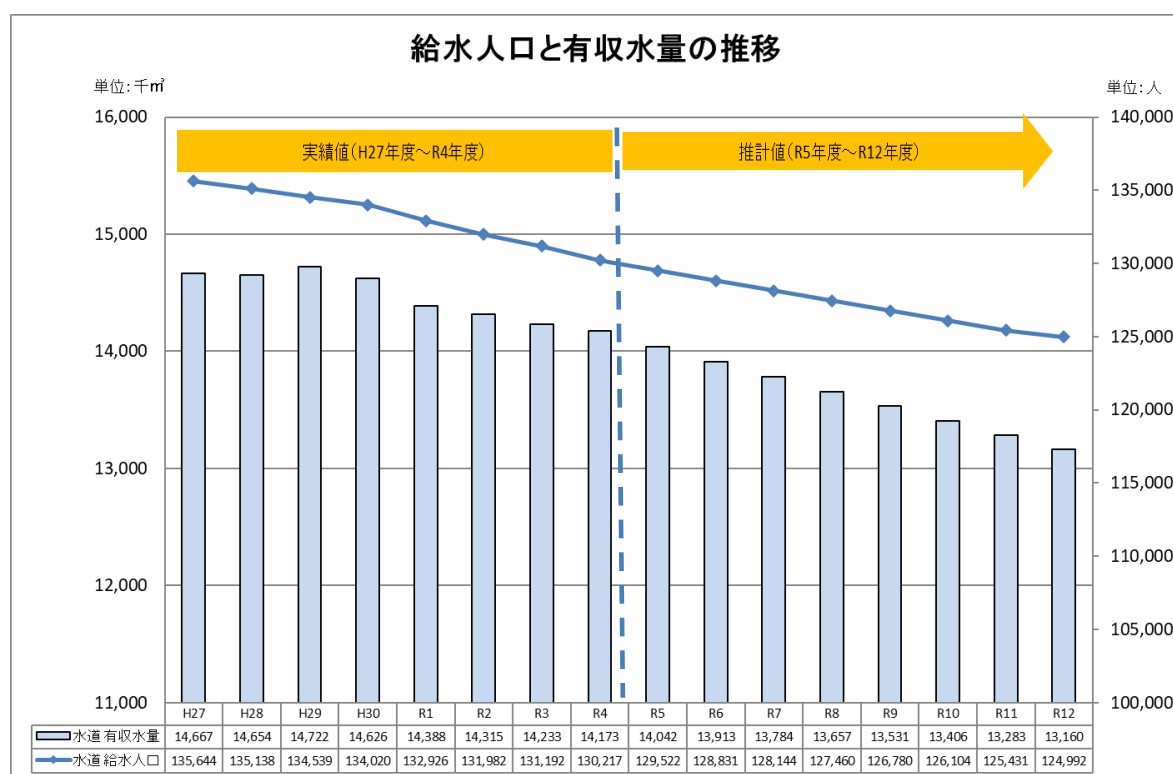
- 1 事業の効率的経営を前提とする原価を基礎とすること
- 2 総括原価は、単に既存の上下水道施設を維持するためのものばかりでなく、上下水道施設の拡充強化のための原価である資産維持費を含むものであること

2 水道事業

1 水道事業の現況と課題

(1) 人口減少と水需要の減少

給水人口が、今後、年々減少することに伴い、有収水量も同様に減少していくため、水道料金体系を現行のまま維持した場合、給水収益（水道料金収入）は減少していくことが見込まれます。



(2) 水道施設及び管路の計画的な更新と耐震化

水道施設の多くが建設から一定年数経過し、耐用年数を迎えており、更に近年多発する地震等の自然災害等に備え、耐震対策も求められています。

施設と管路の更新及び耐震化については、長期的な視点で継続的に進めていく必要があり、大規模災害時の管路破断や経年管路（法定耐用年数を超えた管）における漏水は有収率低下の原因ともなるため、早期に更新する必要があります。



		2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
施設	施策内容	耐震診断					診断結果に応じた補強又は更新						
	目標	浄水場 耐震化率	13.7% (全国平均 29.1%)										45%
		配水池 耐震化率	33.9% (全国平均 55.2%)										70%
管路	施策内容	基幹管路の耐震管への布設替え、継続的に実施											
	目標	基幹管路 耐震適合率	39.6% (全国平均 39.3%)										72%
	施策内容	経年管の更新、継続的に実施											
	目標	経年化率	10.3% (全国平均 14.8%)										25%

主な建設改良費一覧(R3-R12)

単位:百万円、税込

事業	主な事業	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R3-R12合計
上水道管路整備事業	【管路新設】 総延長 10.20km 【管路更新】 総延長 38.47km	815	714	507	385	513	243	298	378	591	374	4,818
上水道管路耐震化事業	【耐震管路更新】 総延長 23.33km	50	50	300	450	400	300	500	500	550	400	3,500
浄水施設等耐震化事業	【耐震化実施施設】 45施設	531	550	892	789	608	1,033	708	561	305	592	6,569
合 計		1,396	1,314	1,699	1,624	1,521	1,576	1,506	1,439	1,446	1,366	14,887

(3) 大規模災害等への対応

いつ発生するかわからない自然災害に対しても日ごろの備えが必要となります。最大震度7を記録した1月の能登半島地震、甚大な被害をもたらした東日本大震災や熊本地震など大規模地震の頻発、更には令和元年東日本台風（台風19号）では、上田市でも豪雨災害が発生しており、災害時におけるライフラインの機能確保が、重要視されています。

こうした状況を踏まえ、主要管路や浄水場施設及び配水池等の基幹施設についても耐震診断を実施しながら耐震化を進めるとともに、豪雨災害対策として、浸水対策や電源の確保をはじめ、水道施設周辺の減災対策なども速やかに進めていく必要があります。

2 料金改定の仕組みについて

水道料金は、一般的にサービス提供にかかる費用を利用者からの料金収入で賄うことを基本としており、この考え方を「総括原価方式」としています。

(1) 総括原価方式

ア 料金算定期間において、企業努力を行ったうえで、必要な原価を賄うだけの収入を得る水準に料金を設定する方式を用います。

イ 総括原価方式は、公益社団法人日本水道協会の「水道料金改定業務の手引き」（以下、「手引き」という。）により、公営企業会計での料金算定に推奨されている方式で、多くの公営企業会計が採用しています。

ウ 総括原価方式では、将来必要な建設改良費を減価償却費として回収するため、世代間で公平に料金を設定することができ、料金収入のみを算定基準としており、料金収入以外については費用から控除しています。

(2) 資産維持費

「手引き」では、水道資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているものです。

これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこととなります。

なお実務上は、資産維持の算定に当たっては、要修繕固定資産に対して年3%を乗じた数値を基礎として算定することとされています（別紙厚労省資料参照）。

3 最近の料金改定の経過

上田市では、これまで国の指針等を参考に4年毎に料金改定の検討を行っており、最近では令和3年10月に平均改定率8.3%の料金改定を行いました。

また、令和元年10月と平成26年4月には消費税率改定に伴い、消費税分を改定しました。

改定年度	平均改定率	改定内容
令和3年10月～	8.30%	基本料金 712 円 1 m ³ から賦課（～10 m ³ まで 61 円）
令和元年10月 ～令和3年9月	2.00%	基本料金 596 円(消費税率改正のため) 1 m ³ から賦課（～10 m ³ まで 61 円）
平成26年度 ～令和元年9月	3.00%	基本料金 586 円(消費税率改正のため) 1 m ³ から賦課（～10 m ³ まで 60 円）
平成21～25年度	△1.00%	新市発足に伴う料金統一 基本料金 569 円 1 m ³ から賦課（～10 m ³ まで 58 円）

4 料金改定の検討

令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間を算定期間とし、以下のとおり検討を行うものとします。

○中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な料金改定により、引上げの抑制・世代間平準化を図る。

○水道料金の算定方法は、総括原価方式とし、適正な資産維持費を確保する。

※原価（人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等）＋支払利息＋資産維持費を基礎として定める。

○上田市においては、物価、労務単価や燃料費の高騰、地震対策への備えなどに具体的な対応が求められている。

5 総括原価方式（4 年間）による平均改定率の算出方法

今回は前回算定時の数字を使い、資産維持費を資産維持率 1・2・3％でそれぞれに算出した際の総括原価方式による料金算定方法をお示いたします。

前回料金改定時の計算方法

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
費用 計	A=B+C	2,820,831	2,800,670	2,824,487	2,852,116	11,298,104
営業費用	B	2,451,345	2,439,903	2,471,765	2,505,638	9,868,651
維持管理費		1,238,530	1,189,356	1,190,882	1,202,520	4,821,288
職員給与費		324,714	324,873	327,045	329,645	1,306,277
薬品費		14,274	14,274	14,274	14,274	57,096
動力費		99,647	99,647	99,647	99,647	398,588
修繕費		240,109	240,170	234,522	240,338	955,139
手数料		6,928	6,336	6,337	6,336	25,937
委託料		293,199	263,763	265,627	263,763	1,086,352
負担金		29,216	25,532	25,532	25,532	105,812
その他		230,443	214,761	217,898	222,985	886,087
減価償却費		1,195,408	1,231,455	1,250,428	1,273,048	4,950,339
資産減耗費ほか		17,407	19,092	30,455	30,070	97,024
資本費用	C=G+S	369,486	360,767	352,722	346,478	1,429,453
支払利息	G	118,145	109,426	101,381	95,136	424,088
資産維持費	S	251,341	251,341	251,341	251,342	1,005,365
控除項目（※1）	D	487,690	480,291	479,927	479,484	1,927,392
総括原価	E = A - D	2,333,141	2,320,379	2,344,560	2,372,632	9,370,712
改定前水道料金（～R3.9）	F	2,176,618	2,167,614	2,158,647	2,149,718	8,652,597
平均改定率	E/F-1					8.30%

水道事業における資産維持率を1, 2, 3%とした場合の料金シミュレーション
(長期前受金戻入を控除する場合)

(単位：千円)							
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
費用 計	(3%の場合)	A3=B+C3	3,380,267	3,360,106	3,383,923	3,411,554	13,535,850
費用 計	(2%の場合)	A2=B+C2	3,110,008	3,089,847	3,113,664	3,141,294	12,454,813
費用 計	(1%の場合)	A1=B+C1	2,839,749	2,819,588	2,843,405	2,871,034	11,373,776
営業費用		B	2,451,345	2,439,903	2,471,765	2,505,638	9,868,651
維持管理費			1,238,530	1,189,356	1,190,882	1,202,520	4,821,288
職員給与費			324,714	324,873	327,045	329,645	1,306,277
薬品費			14,274	14,274	14,274	14,274	57,096
動力費			99,647	99,647	99,647	99,647	398,588
修繕費			240,109	240,170	234,522	240,338	955,139
手数料			6,928	6,336	6,337	6,336	25,937
委託料			293,199	263,763	265,627	263,763	1,086,352
負担金			29,216	25,532	25,532	25,532	105,812
その他			230,443	214,761	217,898	222,985	886,087
減価償却費			1,195,408	1,231,455	1,250,428	1,273,048	4,950,339
資産減耗費ほか			17,407	19,092	30,455	30,070	97,024
資本費用 (3%の場合)		C3=G+S3	928,922	920,203	912,158	905,916	3,667,199
資本費用 (2%の場合)		C2=G+S2	658,663	649,944	641,899	635,656	2,586,162
資本費用 (1%の場合)		C1=G+S1	388,404	379,685	371,640	365,396	2,086,402
支払利息		G	118,145	109,426	101,381	95,136	424,088
資産維持費 (3%の場合)		S3	810,777	810,777	810,777	810,780	3,243,111
資産維持費 (2%の場合)		S2	540,518	540,518	540,518	540,520	2,162,074
資産維持費 (1%の場合)		S1	270,259	270,259	270,259	270,260	1,081,037
控除項目 (※1)		D	487,690	480,291	479,927	479,484	1,927,392
総括原価 (3%の場合)		E3 = A3 - D	2,892,577	2,879,815	2,903,996	2,932,070	11,608,458
総括原価 (2%の場合)		E2 = A2 - D	2,622,318	2,609,556	2,633,737	2,661,810	10,527,421
総括原価 (1%の場合)		E1 = A1 - D	2,352,059	2,339,297	2,363,478	2,391,550	9,446,384
水道料金 (～R3.9)		F	2,176,618	2,167,614	2,158,647	2,149,718	8,652,597
平均改定率 (3%の場合)			E3/F-1				34.16%
平均改定率 (2%の場合)			E2/F-1				21.67%
平均改定率 (1%の場合)			E1/F-1				9.17%
(※1)控除項目内訳表 (単位：千円)							
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
控除項目合計			487,690	480,291	479,927	479,484	1,927,392
営業収益			119,656	118,893	120,564	120,182	479,294
受託工事収益			4,222	4,222	4,222	4,222	16,888
小水力発電売電収益			11,819	10,000	11,819	11,819	45,457
下水道事務受託収益			95,884	97,050	97,132	97,050	387,115
その他営業収益			7,731	7,621	7,391	7,091	29,834
営業外収益			368,034	361,398	359,364	359,302	1,448,098
受取利息及び配当金			902	902	902	902	3,608
加入金			21,369	21,351	21,333	21,315	85,368
他会計補助金			14,983	13,515	11,901	10,302	50,701
長期前受金戻入			327,535	322,382	321,983	323,538	1,295,438
雑収益			3,245	3,248	3,245	3,245	12,983

水道事業における資産維持率を1, 2, 3%とした場合の料金シミュレーション
(長期前受金戻入を控除しない場合)

			(単位：千円)				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
費用 計	(3%の場合)	A3=B+C3	3,380,267	3,360,106	3,383,923	3,411,554	13,535,850
費用 計	(2%の場合)	A2=B+C2	3,110,008	3,089,847	3,113,664	3,141,294	12,454,813
費用 計	(1%の場合)	A1=B+C1	2,839,749	2,819,588	2,843,405	2,871,034	11,373,776
営業費用		B	2,451,345	2,439,903	2,471,765	2,505,638	9,868,651
維持管理費			1,238,530	1,189,356	1,190,882	1,202,520	4,821,288
職員給与費			324,714	324,873	327,045	329,645	1,306,277
薬品費			14,274	14,274	14,274	14,274	57,096
動力費			99,647	99,647	99,647	99,647	398,588
修繕費			240,109	240,170	234,522	240,338	955,139
手数料			6,928	6,336	6,337	6,336	25,937
委託料			293,199	263,763	265,627	263,763	1,086,352
負担金			29,216	25,532	25,532	25,532	105,812
その他			230,443	214,761	217,898	222,985	886,087
減価償却費			1,195,408	1,231,455	1,250,428	1,273,048	4,950,339
資産減耗費ほか			17,407	19,092	30,455	30,070	97,024
資本費用	(3%の場合)	C3=G+S3	928,922	920,203	912,158	905,916	3,667,199
資本費用	(2%の場合)	C2=G+S2	658,663	649,944	641,899	635,656	2,586,162
資本費用	(1%の場合)	C1=G+S1	388,404	379,685	371,640	365,396	2,086,402
支払利息		G	118,145	109,426	101,381	95,136	424,088
資産維持費 (3%の場合)		S3	810,777	810,777	810,777	810,780	3,243,111
資産維持費 (2%の場合)		S2	540,518	540,518	540,518	540,520	2,162,074
資産維持費 (1%の場合)		S1	270,259	270,259	270,259	270,260	1,081,037
控除項目 (※1)		D	160,155	157,909	157,944	155,946	631,954
総括原価 (3%の場合)		E3 = A3 - D	3,220,112	3,202,197	3,225,979	3,255,608	12,903,896
総括原価 (2%の場合)		E2 = A2 - D	2,949,853	2,931,938	2,955,720	2,985,348	11,822,859
総括原価 (1%の場合)		E1 = A1 - D	2,679,594	2,661,679	2,685,461	2,715,088	10,741,822
水道料金 (～R3.9)		F	2,176,618	2,167,614	2,158,647	2,149,718	8,652,597
平均改定率 (3%の場合)			E3/F-1				49.13%
平均改定率 (2%の場合)			E2/F-1				36.64%
平均改定率 (1%の場合)			E1/F-1				24.15%

(※1)控除項目内訳表			(単位：千円)				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
控除項目合計			160,155	157,909	157,944	155,946	631,954
営業収益			119,656	118,893	120,564	120,182	479,294
受託工事収益			4,222	4,222	4,222	4,222	16,888
小水力発電売電収益			11,819	10,000	11,819	11,819	45,457
下水道事務受託収益			95,884	97,050	97,132	97,050	387,115
その他営業収益			7,731	7,621	7,391	7,091	29,834
営業外収益			40,499	39,016	37,381	35,764	152,660
受取利息及び配当金			902	902	902	902	3,608
加入金			21,369	21,351	21,333	21,315	85,368
他会計補助金			14,983	13,515	11,901	10,302	50,701
雑収益			3,245	3,248	3,245	3,245	12,983

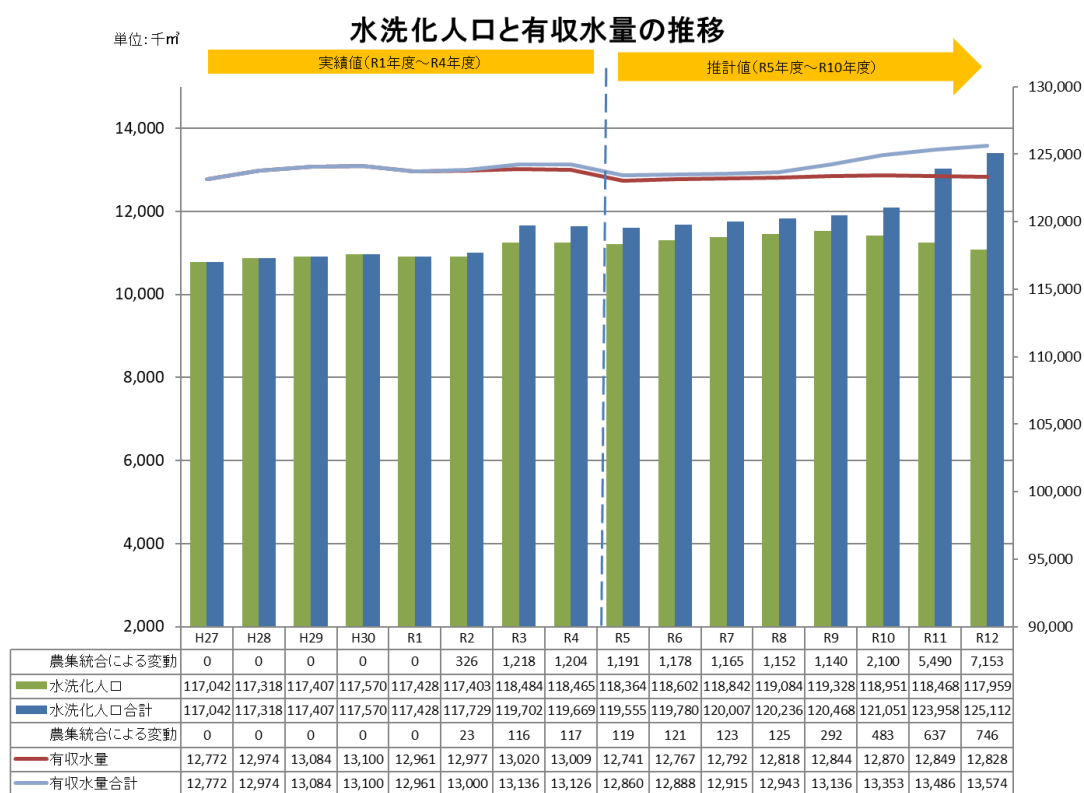
※長期前受金戻入…償却資産の取得や改良に充てるために受け入れた補助金等を長期前受金として整理し、当該償却資産の減価償却を一定の額で順次収益化(長期前受金戻入)していくことになっています。施設の減価償却によって内部留保される資金、長期的には、事業実体の維持のために、既存施設の改良拡充に充当されるべきで、更新財源に充てるべきもの。

3 下水道事業

1 下水道事業の現況と課題

(1) 水洗化人口と有収水量の変動

公共下水道事業からみる水洗化人口については、普及促進や管渠整備推進により維持し、農集統合事業により統合を計画されたエリアの水洗化人口が順次公共下水道事業に移行していく予定の背景から伸びる予定です。ただ、この伸びは農業集落排水事業との統合計画分の伸びであり、実状は、社会的人口減少による水洗化人口は、今後は減少していく見込みです。排水区域内の水洗化率が96%に近づいていることから、有収水量が普及率の増加による若干の伸びを見込むことができて、今後、有収水量も減少していくことが見込まれます。



緑棒グラフ: 公共下水道のみの水洗化人口

青棒グラフ: 農業集落排水事業の統合計画を含んだ水洗化人口

赤線グラフ: 公共下水道のみの有収水量

青線グラフ: 農業集落排水事業の統合計画を含んだ有収水量

(2) 下水道施設の計画的な更新と耐震化

事業開始後、管渠布設等の整備事業は平成 25 年度で概ね完成を迎えた一方で、平成10年頃に急速に下水道整備を進めた背景から施設整備や維持管理面において、耐用年数に近づいてくることから、老朽化していく管渠や施設の更新等を実施していかなければならない時期を迎えています。ストックマネジメント計画による計画的な点検・調査に基づく修繕・改築等を実施し、事業費の平準化・削減を目指します。

主な建設改良費一覧(R7-R10)		単位:百万円、税込				
事業	事業内容	R7	R8	R9	R10	R7-R10合計
ストックマネジメント事業	ストックマネジメント計画に基づく点検調査及び改築更新の実施	1,547	1,198	1,177	1,260	5,182
耐震化事業	「総合地震対策計画」に基づく事業の実施及び下水道地震対策事業の実施	630	300	300	300	1,530
農集排統合事業	公共下水道への統合による農業集落排水施設の減少	0	6	43	213	262
合 計		2,177	1,504	1,520	1,773	6,974

(3) 大規模災害等への対応

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインであり、地震や豪雨等の災害時においても機能確保が早急に求められることから、災害に強い下水道整備を推進する必要があります。

地震対策としては、「上田市公共下水道総合地震対策計画」を平成 30 年度に策定し、重要施設の段階的・計画的な耐震化工事等の地震対策を進めています。

また、令和6年能登半島地震等の災害を見ていくと、経営基盤の強化と施設の強靱化、住民への早急な対応ができるよう資産維持費を加味した料金設定に見直し、資産を維持しながら復旧にかかる費用の現金の確保が必要とされることがわかってきています。

2 料金の仕組みについて

下水道使用料は、基本的に水道料金の仕組みと同様の「総括原価方式」としています。

水道事業と一部と異なる部分として、控除項目の算定内に長期前受金戻入額を入れていることです。これは、施設やの更新等が高額であるため、建設改良費に対して国からの補助があるため控除することとします。

資産維持費についても水道事業と同様に資産維持率を計上していくことが必要とされています。

3 使用料改定の経過

水道事業と同様に 4 年毎に料金改定の検討を行ってきています。

平成 18 年度の市町村合併による統一をするため、平成21年度から 23 年度に調整期間を設けて使用料統一の改定を行い、平成 26 年 4 月 1 日と令和元年 10 月 1 日には、消費税率改定に伴う消費税分のみ改定を行いました。

改定年度	平均改定率	改定内容
令和元年 10 月～	2.00% (消 8%→10%)	基本使用料 1,287 円 (消費税率改正のため) 1 m ³ から賦課(1～10 m ³ まで 73 円)
平成 26 年度～ 令和元年 9 月	3.00% (消 5→8%)	基本使用料 1,264 円 (消費税率改正のため) 1 m ³ から賦課(1～10 m ³ まで 71 円)
平成 21～25 年度	±0.00%	新市発足に伴う料金統一 基本使用料 1,229 円 1 m ³ から賦課(1～10 m ³ まで 69 円)

4 下水道使用料改定の検討

算定期間、算定方法等の考え方を水道事業と同様とします。

また、下水道使用者にとっては、公共下水道と農業集落排水とでは、何ら違いがないことを考慮して、公共下水道と同じ使用料体系とします。

5 総括原価方式(4年間)による平均改定率の算出

今回は前回算定時の数字を使い、資産維持費を資産維持率 1・2・3%でそれぞれに算出した際の総括原価方式による料金算定方法をお示しいたします。

(単位：千円)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
費用 計	(3%の場合)	A3=B+C3	7,188,499	7,111,941	7,049,279	6,912,131	28,261,850
費用 計	(2%の場合)	A2=B+C2	6,449,925	6,373,367	6,310,705	6,173,557	25,307,554
費用 計	(1%の場合)	A1=B+C1	5,711,351	5,634,793	5,572,131	5,434,983	22,353,258
営業費用	B		4,303,790	4,286,204	4,288,452	4,212,747	17,091,193
	維持管理費		1,297,303	1,283,505	1,282,159	1,287,870	5,150,837
	職員給与費		97,092	97,255	97,747	97,747	389,841
	薬品費		9,091	9,091	9,091	9,091	36,364
	動力費		201,363	201,727	201,454	201,454	805,998
	修繕費		214,263	194,061	197,163	202,697	808,184
	手数料		167,108	167,110	167,108	167,175	668,501
	委託料		467,965	472,642	467,642	467,992	1,876,241
	負担金		93,137	94,026	94,100	94,026	375,289
	その他		47,284	47,593	47,854	47,688	190,419
	減価償却費		2,916,787	2,941,414	2,946,874	2,857,278	11,662,353
	資産減耗費		89,700	61,285	59,419	67,599	278,003
	資本費用	(3%の場合) C3=G+S3	2,884,709	2,825,737	2,760,827	2,699,384	11,170,657
	資本費用	(2%の場合) C2=G+S2	2,146,135	2,087,163	2,022,253	1,960,810	8,216,361
	資本費用	(1%の場合) C1=G+S1	1,407,561	1,348,589	1,283,679	1,222,236	5,262,065
控除項目	D		3,415,421	3,368,879	3,342,633	3,240,709	13,367,642
	総括原価	(3%の場合) E3 = A3 - D	3,773,078	3,743,062	3,706,646	3,671,422	14,894,208
	総括原価	(2%の場合) E2 = A2 - D	3,034,504	3,004,488	2,968,072	2,932,848	11,939,912
	総括原価	(1%の場合) E1 = A1 - D	2,295,930	2,265,914	2,229,498	2,194,274	8,985,616
下水道使用料 (現行) F			2,417,926	2,422,605	2,427,319	2,432,063	9,699,913
平均改定率 (3%の場合)			E3/F-1				53.55%
平均改定率 (2%の場合)			E2/F-1				23.09%
平均改定率 (1%の場合)			E1/F-1				-7.36%

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
控除項目合計		3,415,421	3,368,879	3,342,633	3,240,709	13,367,642
営業収益		167,153	163,458	161,822	156,597	649,030
	その他営業収益	347	307	577	727	1,958
	他会計補助金	166,806	163,151	161,245	155,870	647,072
営業外収益		3,248,268	3,205,421	3,180,811	3,084,112	12,718,612
	他会計補助金	2,106,913	2,063,884	2,037,190	1,978,768	8,186,755
	長期前受金戻入	1,141,076	1,141,253	1,143,342	1,105,065	4,530,736
	その他雑収益	279	284	279	279	1,121

薬生水発0706第1号

令和5年7月6日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（公印省略）

水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進に
ついて

今般、令和3年度水道統計（公益社団法人日本水道協会）の管路更新に係る数値が算出され、導・送水管及び配水管の更新延長は4,723km（更新率0.64%）となった。近年、管路更新延長は減少（更新率は低下）傾向にあり、令和2年度から令和3年度にかけても同様に減少（低下）した（令和2年度の管路更新延長4,811km（更新率0.65%））。

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）による改正後の水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年度厚生労働省令第57号）による改正後の水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）においては、水道施設の計画的な更新（法第22条の4）や、水道料金の3年から5年ごとの見直し（規則第12条）について規定されたところである。

ついては、水道施設の計画的な更新等に関する水道法の規定について改めて周知するとともに、さらなる水道の基盤強化に向け、今後の厚生労働省における取組等について通知する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等へ周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 水道施設の更新・耐震化について

（1）水道施設の更新・耐震化の状況

管路の経年化率は年々上昇しており、令和3年度の全国平均で22.1%となっているが、一方で管路の更新率は0.64%に留まっている状況にあり、低下傾向が続いている。また、基幹管路の耐震適合率については、令和3年度において41.2%（厚生労働省「水道事業に

おける耐震化の状況（令和３年度）」（令和５年３月６日）と、依然として低い水準に留まっている。

以上の状況に鑑み、各水道事業者等におかれては、経過年数のみならず、管種や布設状況等から更新時期を多面的に判断し、計画的な更新に努められたい。

また、基幹施設の耐震化率については、浄水施設が 39.2%、配水池が 62.3%であった（同上）が、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

水道における「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の趣旨を踏まえ、水道施設の強靱化に関する目標達成に向けた取組を鋭意推進していただくようお願いする。

（２）水道施設の計画的な更新及び収支の見通しについて

厚生労働省では、従前より、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」等により、アセットマネジメントの実施をお願いしてきた。また、アセットマネジメントへの取組状況について、水道事業の運営に関する調査や、立入検査の調査項目にも含め、その実施状況を確認しているところである。

今後の立入検査では、アセットマネジメントの取組状況について引き続き確認するとともに、水道施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し（規則第 17 条の 4）となっているかといった、水道施設の計画的な更新への取組状況等についても確認する予定である。また、水道事業等の変更に関する認可の申請の機会を捉えて、アセットマネジメントに関する取組状況について確認する予定である。

なお、更新需要の算出にあたっては、これまで当省がとりまとめた「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成 23 年 12 月）」を参考にする場合があったと考えられるが、本資料作成時に比べ物価や労務費が変動していることから、今後本資料を活用する場合には、物価の変動等の経済状況や現場条件等を考慮するよう注意されたい（別添「令和 4 年度全国水道関係担当者会議資料」（抜粋）も参考のこと）。

また、各都道府県におかれては、立入検査や認可等の事務を実施するにあたって、上記の点に留意し、アセットマネジメントの取組や見直しを行うよう、貴管下の水道事業者等へ助言・指導されたい。

第２ 資産維持費を含む適正な水道料金の設定について

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要がある（法第 14 条第 2 項第 1 号）。同号に係る技術的細目（規則第 12 条）として、地方公共団体が水道事業を経営する場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があると規定されている。なお、資産維持費の定義は平成 30 年改正水道法において「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」と定められた。

各水道事業者におかれては、資産維持費や、３年から５年ごとの適切な時期に見直しを

行うこととされていること（規則第 12 条第 2 号～第 4 号）等を含め、水道料金に関する水道法令等の規定について改めて確認されたい（資産維持費に関する詳細は、別紙 1 及び別紙 2 を参考のこと）。

厚生労働省では、従前より、水道料金の設定方法や、経営状況について、水道事業の運営に関する調査や、立入検査の調査項目にも含め、その実施状況を確認しているところである。今後の立入検査では、これらに加えて、長期的な収支の試算（規則第 17 条の 4 第 1 項）を行った場合にあっては、当該試算に基づいた料金設定となっているか等の確認を新たに実施することで、水道料金等に関する法令等の遵守状況についての確認を強化する予定である。

なお、令和 5 年度生活基盤施設耐震化等交付金（水道に関する事業に限る）要望書作成要領に示したとおり、今後一定の経過期間を設け、水道施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通しがなされており（規則第 17 条の 4）、これに基づいて設定された水道料金（規則第 12 条第 2 号）を踏まえた財政収支の見通しがなされているもの（アセットマネジメントの水準がいわゆる 4 D 相当）であることを、交付金要望の要件とする予定であるので留意すること。

各都道府県におかれては、上記の点に留意し、貴管下の水道事業者等の経営状況を把握し、適正な水道料金の設定を行うよう、指導・監督されたい。

第 3 その他の留意事項

- ・工事量の減少は、地域で水道施設に係る工事を請け負う作業員等の減少にもつながる。今後、施設更新需要が増大していくことを踏まえ、毎年、一定の工事量を確保していくことが重要である。
- ・人口が減少し、既存の施設規模は過大となっていくと考えられることから、都道府県が策定した水道広域化推進プランを考慮しつつ、事業統合や経営の一体化のほか、水道施設の規模及び配置の適正化について、引き続き検討すること。

以上

(参考)

○水道法（昭和 32 年法律第 177 号）（抄）

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

(以下略)

(水道施設の計画的な更新等)

第二十二條の四 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

○水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）（抄）

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合に於ては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合に於ては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合に於ては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

第十七条の四 水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

別紙1 資産維持費について

① 決算書上の資産維持費

資産維持費は、水道料金として徴収した年度においては、損益計算書上「当年度純利益」に含まれ、貸借対照表上「利益剰余金」として内部留保されることになる。

② 資産維持費の認識に関する状況

現状、損益計算書の「当年度純利益」は、資産維持費として必要であるという説明が不十分なために、住民等の理解が得られず、不必要に高額な水道料金設定となっているという誤解が生じている場合があると考えられる。さらに、水道事業者自身が資産維持費の意味や必要額を十分に認識していない場合もあるのではないかと考えられる。

③ 減価償却費との関係性

減価償却費は現金支出を伴わない費用である。計上年度においては損益勘定留保資金となり、資本的収支（いわゆる「4条」）不足額の補填財源とされるため、資産維持費と混同されている場合があると考えられる。

しかし、減価償却費は初期投資を後年度に回収しているに過ぎない。企業債により初期投資を行った場合は、減価償却費として回収された資金が企業債償還に充当されることとなる。いずれにしても、減価償却によっては、企業内に資金が内部留保されることはない。

④ 企業債との関係性

昨今の物価高騰、施設の機能向上等により、今後は、同規模更新であっても、過去の投資額より多額の資金が必要になり、投資財源における企業債の割合を従来と同じにしたとしても、企業債の負担額が増大していく可能性が高い。

企業債が多額になると、企業としての財務安全性が低下する。また、人口が減少していく状況においては、償還時の一人当たり負担額が増大していくことが想定される。

したがって、自己財源による投資の割合を向上させることが重要であると考えられる。

⑤ 資産維持費の算定

資産維持費を含む水道料金の設定の基礎となる項目は、水道事業者が長期的な収支の試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであり、その期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされている（規則第12条第2号及び第3号）。なお、公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」には、資産維持費として、対象資産（将来的に維持すべきと判断される償却資産）に対して3%を標準として計上することとされているので、参考にいただきたい。

水道料金の設定・見直しに関する規定

平成30年水道法改正により、水道料金の設定・見直しに関する規定も改正された。

水道法施行規則第12条（供給規程）

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合（水道施設の更新を含む長期的な収支の試算）にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

三 料金が、3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

イ	人件費 薬品費 動力費 修繕費 受水費 減価償却費 資産減耗費 その他	ハ	(営業収益)－(給水収益)
ロ	支払利息 ・ <u>資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額)</u>	費用 利益 (内部留保)	

水道料金を設定する基礎

資産維持費：

日本水道協会の「水道料金算定要領」には、対象資産(※)に対して3%を標準として計上するとされている。

(※対象資産：将来的に維持すべきと判断される償却資産)

損益計算書の「当年度純利益」に計上

～事業発注における予定価格の算出に関する留意事項～

別添

最近、入札不調の事例が増加。詳細設計を含めて発注するPPP/PFI（DB、DBOを含む）案件においては、物価変動や現場条件を考慮して予定価格を算出する必要がある。

背景・課題

予算要求や発注予定価格の算出にあたり、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成23年12月）」（以下、手引きという。）で算出された金額をそのまま使用することにより、適切な予算確保が行われず、入札不調となるケースがある。

留意事項

手引きは、概算工事費用を把握するために使用するものであることから、手引きで算出した金額は参考金額とし、以下の事項に留意した上で予算要求や発注予定価格を算出すること。

- ・過去の実績を基に算出する場合、物価の変動（デフレーター）や材料価格の上昇、間接工事費や一般管理費の変動等を考慮すること。
- ・必要に応じて、施工業者に意見照会を行い、現場条件を加味した金額を算出すること。
- ・契約後に生じた条件変更において、柔軟に契約金額の変更を行えるようにすること。

（参考）水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成23年12月）より抜粋

本手引きの活用にあたっては、施設別工事実績調査の結果をもとに、統計的に取りまとめたものであり、すべての工事にそのまま適用できるものではなく、あくまでも全国平均的な概算工事費用を示していることに留意する必要がある。

上下水道局では、支援要請に迅速に対応し、1月4日から現地で活動を始めました。

給水車の派遣

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく支援要請により、給水車出動、給水タンク持参、上下水道局職員を派遣しました。

支援内容：応急給水・復旧応援

派遣期間：

（上田市第一陣）令和 6 年 1 月 4 日から 7 日まで（給水）

（上田市第二陣）令和 6 年 1 月 6 日から 10 日まで（給水）

（上田市第三陣）令和 6 年 2 月 13 日から 18 日まで（給水・復旧）

（上田市第四陣）令和 6 年 2 月 17 日から 22 日まで（給水・復旧）

（上田市第五陣）令和 6 年 3 月 4 日から 9 日まで（給水）

（上田市第六陣）令和 6 年 3 月 29 日から 4 月 2 日まで（給水）

派遣先と派遣人数：

（第一陣、第二陣）石川県宝達志水町 計 8 名

（第三陣、第四陣、第五陣）石川県七尾市 計 6 名

（第六陣）石川県輪島市 計 2 名



下水管渠被害調査への土木技術職員の派遣

石川県からの要請により、下水道施設の早期復旧を支援するため、下水道課職員を派遣しました。

支援内容：下水管渠の被害調査

派遣期間：

（上田市第一陣）令和 6 年 1 月 12 日から 16 日まで

（上田市第二陣）令和 6 年 1 月 31 日から 2 月 6 日まで

（上田市第三陣）令和 6 年 2 月 18 日から 23 日まで

（上田市第四陣）令和 6 年 3 月 17 日から 21 日まで

派遣先と派遣人数

石川県能美市、羽咋市、津幡町、小松市 計 8 名



もし、上田市で被災した場合、水道も下水道も受援体制が考えられます。水道では、日本水道協会災害時相互応援に関する協定に基づく支援を依頼し応援を受けることになり、下水道では、県に依頼し自治体に応援要請を行うこととなります。

今できる被災への対応として、①耐震化の一層の推進、②応急対応への準備、③平常時の対策の必要性の再確認、④安心な施設整備と財源確保が重要であるため、準備を進めてまいります。

「上田市水道料金算定要領」(案)

令和6年〇月：上田市上下水道審議会

まえがき

水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。

したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化をはかるために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、いやくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。

しかし、同時に水道料金は、事業の効率的経営を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くことになるからである。

このような事態を回避若しくは解決するための最大の要件は、料金の適正化を図ることである。

そして、料金が適正であるためには、

第1に、事業の効率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。

第2に、総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価を含むものであること。

第3に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであることが必要である。

第1条(総則)

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮しなければならない。

第2条(総括原価)

水道料金は、過去の実績及び社会・経済情勢の推移に基づく合理的な水需要予測と、これ に対する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要な資本費用((注)あるいは資産維持費に置き換えてもよい)を加えて算定しなければならない。

第3条(料金算定期間)

料金算定期間は、原則として将来の4年間とする。ただし、料金算定期間中に予測し得なかった社会・経済情勢の急激な変化、又は事業計画の変更等が生じた場合には、料金算定期間中といえども適時に料金改定をすることを妨げない。

第4条(営業費用)

営業費用は、職員給与費、修繕費、減価償却費、受水費、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

1 職員給与費

職員給与費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算出した額とする。

特に、退職給付費は、職員の年齢構成の実態等をもとに、合理的に見積もらなければならない。

2 修繕費

修繕費は、水道施設の適切な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

3 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

4 その他の維持管理費

薬品費、動力費、委託料、手数料、備品・消耗品費等、その他の維持管理費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を考慮して、適正に算定した額とする。

5 控除項目

控除項目は、給水収益以外の収益（他会計負担金、その他営業収益、営業外収益、特別収益）で、過去の実績及び料金算定期間の事業計画等を考慮して、適正に算定した額とする。

なお、長期前受金戻入については、控除項目に含めないこととする。

第5条（資本費用）

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持拡充に必要とされる資産維持費の合計額とする。

1 支払利息

支払利息は、企業債の利息並びに一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

2 資産維持費

資産維持費は、事業の実態資本を維持等のために、施設の拡充、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、要修繕固定資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

第6条(経営効率化計画)

水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、これを総括原価に反映させなければならない。

第7条(料金体系)

1 個別原価主義

水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金の二部料金として設定するものとする。

各使用者群は、給水管の口径により分類する。

2 基本料金

基本料金は、原則として固定的原価を基礎として算定するものとする。

ただし、基本料金が著しく高額になる場合には、固定的原価に $(1 - \text{負荷率})$ を乗じて得た額を基本料金原価とすることができる。

3 従量料金

従量料金は、料金の激変を緩和するため、逓増型従量料金体系として構成するものとする。

「上田市下水道使用料算定要領」(案)

令和6年〇月：上田市上下水道審議会

まえがき

下水道使用料は、汚水処理サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する汚水処理需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。

下水道使用料を算定するにあたり下水道整備等に要する費用のうち公費で負担すべき部分と下水道整備により受益を受ける私費で負担すべき部分に対し、受益に応じて適正な費用負担とすることが定められている。下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を使用料として適正に設定することが求められる。

したがって、下水道事業者は、下水道使用料の低廉化をはかるために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、いやしくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを私費負担の受益者に転嫁するようなことは到底許されることではない。しかし、同時に下水道使用料は、事業の効率的経営を前提とするかぎり、公費と私費の負担区分に基づき算定された汚水処理する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低使用料は、下水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、高額な施設更新等の財源の確保にも影響し、また、公費負担の税金の投入への影響をも鑑みるものでなければならない。

このような事態を回避若しくは解決するための最大の要件は、使用料の適正化を図ることである。

そして、使用料が適正であるためには、

第1に、事業の効率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。

第2に、汚水処理にかかる総括原価は、単に既存の下水道施設を維持するための

ものばかりでなく、下水道施設の拡充強化のための原価を含むものであること。

第3に、使用料負担の公平の見地から、各使用者の使用料は個別原価に基づき算定されているものであることが必要である。

第1条(総則)

下水道使用料の算定にあたっては、受益者の公正な利益と下水道事業の健全な発展を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮しなければならない。

第2条(総括原価)

下水道使用料は、過去の実績及び社会・経済情勢の推移に基づく合理的な汚水処理需要予測と、これに対する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、下水道事業の健全な運営を確保するために必要な資産維持費を加えて算定しなければならない。

第3条(使用料算定期間)

使用料算定期間は、原則として将来の4年間とする。ただし、使用料算定期間中に予測し得なかった社会・経済情勢の急激な変化、又は事業計画の変更等が生じた場合には、使用料算定期間中といえども適時に使用料改定をすることを妨げない。

第4条(営業費用)

営業費用は、職員給与費、修繕費、減価償却費、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

各費用及び控除項目の額の見積もりにあたっては、使用料算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

1 職員給与費

職員給与費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算出した額とする。

特に、退職給付費は、職員の年齢構成の実態等をもとに、合理的に見積もらなければならない。

2 修繕費

修繕費は、下水道施設の適切な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

3 減価償却費

減価償却費は、使用料算定期間中の下水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

4 その他の維持管理費

薬品費、動力費、委託料、手数料、備品・消耗品費等、その他の維管理費は、過去の実績及び、使用料算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を考慮して、適正に算定した額とする。

5 控除項目

控除項目は、排水処理収益以外の収益(他会計負担金、その他営業収益、営業外収益、特別収益)で、過去の実績及び使用料算定期間の事業計画等を考慮して、適正に算定した額とする。

なお、長期前受金戻入は、将来の下水道施設の建設改良費の財源の確保との観点から控除するものとする。

第5条(資本費用)

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持拡充に必要とされる資産維持費の合

計額とする。

1 支払利息

支払利息は、企業債の利息並びに一時借入金の利息の合計額で、使用料算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

2 資産維持費

資産維持費は、事業の実態資本を維持等のために、施設の拡充、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、要修繕固定資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

第6条(経営効率化計画)

下水道使用料の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、これを総括原価に反映させなければならない。

第7条(使用料体系)

1 個別原価主義

下水道使用料は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本使用料と従量料金の二部料金として設定するものとする。

2 基本使用料

基本使用料は、原則として固定的原価を基礎として算定するものとする。

ただし、基本使用料が著しく高額になる場合には、固定的原価に $(1 - \text{負荷率})$ を乗じて得た額を基本使用料原価とすることができる。

3 従量料金

従量料金は、使用料の激変を緩和するため、逓増型従量料金体系として構成するものとする。

早稲田大学佐藤裕弥准教授による料金算定の説明要旨(R6.4.22)

1 上下水道料金検討にかかる諮問理由

上下水道関連の施設が更新時期を迎えており、更新や耐震化には多額の費用がかかる。社会情勢の変化、物価高騰などの問題をしっかりと見極め、将来の上田市のことを考えて欲しいという趣旨

2 上下水道事業の経営の特質

公共公益事業として、電気事業・ガス事業と同様の経営を行い、日常生活に必要不可欠なサービスを提供する。市民への料金負担、経済的な観点から多少料金水準を抑えることによってサービスを供給してきた。

しかし、大規模災害時等は、電気やガスに比較すると、耐震化あるいは施設の老朽化に対して更新が遅れているため、被害が甚大になっている。

3 国の動き

民間に水道を委ねて良いのかどうかという議論が各市町村で行われているが、国の大きな方向は、ウォーターPPP（民間活用）の推進である。

上田市では、民間にその活力を求めるより、上田市として経営を維持しながら、場合によって近隣と一緒に広域化という選択肢もある。

広域化しようとしまいと公共団体が責任を持って経営をしていくという点は変わらないが、料金が適正であるかどうかという点は避けて通れない。

4 上田市の現状

上田市の水道・下水道の経営、料金が十分でなく、財源がないので、本来しなければいけない工事が、やむを得ず先送りされており、施設は古く、管路の更新率も厳しいという状況にある。ただし、上田市だけが突出して厳しい状況にあるということではなく、全国すべての水道が危機的状況にあるといえる。

5 適正な料金算定の検討

決算における当年度純利益の確保が、適正な耐震化、管路・施設更新、起債償還の財源になり、国はおおよそ資産維持率を3%とすることが望ましいとしている。

資産維持率を下げれば料金は安くなるが、安いと利益が確保できず更新が遅れてしまう。したがって、算定要領を基にして適正な率が何%かという点をしっかりと議論いただきたい。

上田右岸地域協議会「令和 6 年 2 月 8 日 意見書(別紙)」

本協議会では、上田市上下水道局染屋浄水場が千曲川右岸地域に存することから、「上田・長野間における水道事業広域化の検討」については、新上田市の発足以来、上小圏域を超えた地域間の連携としても、また、市長のいう「市政の再構築」の中でも最大のテーマと考えております。

そのため、現委員の任期開始以来、これまでに 6 回にわたって上下水道局職員を会議にお招きし、説明を受けるとともに、令和 4 年 12 月 21 日付けで意見書を提出したところです。

先の意見書の具体的内容の一つとして、行政としての説明責任を果たすようお願いしたところですが、令和 5 年 8 月 1 日から、計 9 回、計 155 人の参加を得て行われましたことにつきましては、感謝を申し上げる次第です。しかしながら、他の事項については、まだ結論が出ておらず、今後の進展の方向性には引き続き、注目しているところです。

給水開始 100 周年を迎えた上田市営水道は、次の 100 年も、持続可能で健全な経営体制を継続し、市民に対して、安全・安心でおいしい水を供給する義務があり、まさに、次世代の上田市民の命を守るものでなくてはなりません。

再度、意見書を提出し、真摯な検討の継続を望みます。

記

1. 持続可能で安全・安心な水道水を供給することを最大の眼目とする。

今回の広域化によって、上田市の卓越性を示す緩速ろ過方式を採用する染屋浄水場の水を、新たに塩田地区、川西地区の一部に供給できることは、上田市全体の利益に叶うことです。

これを実現するために、市民の負担(わかりやすく言えば水道料)が最小で、持続可能な水道事業の経営を維持することが最大の眼目であることを見失わないよう、検討してください。

2. 「様々なシミュレーションの実施」、「第三者の専門家との相談」の結果を審議会や市民に明らかにする。

前回の意見書への回答で「様々なシミュレーションを必要に応じて実施する」、「第三者の専門家とも相談する」とされていますが、これについては外部に委託していると聞いています。

その結果は、当協議会に示していただくとともに、11 月 29 日に「水道事業の今後のあり方」について諮問した上下水道審議会に客観的な審議資料として提出されるとともに、市民への情報提供により、全市的な論議が深まるように配慮する必要があります。

3. 新たな企業団への、県の参加を明確に位置付けるべきである。

これまでの説明では、水道事業の実施主体は本来、市町村であると明言しつつ、『上田市、千曲市、長野市の各市営水道と県営水道が統合し、坂城町も参加する「新たな水道企業団の設立」を目指す』とされています。県が新たな企業団の構成団体の一員となることに言及されていません。平成 21 年度から「県営水道事業移管検討会」において、県営水道の関係市町への移管が検討された経過もあり、長野県は、今回の広域化に当たっても、新たな水道企業団の構成自治体に加わる意向はないと懸念せざるを得ません。

長野県が自ら作成する「長野県水道ビジョン」で、北は信濃町から南は長和町、東は東御市まで、県営水道も含めた広域連携の推進方針を示しているのであれば、県が構成団体に加わるべきで、県がそのように考えていないのであれば、関係市町と協議の上、共同で要望を出す必要があります。

この点は北信から東信までの複数の広域圏を縦貫するしなの鉄道に長野県が出資している事例を見るまでもなく、また、現状の老朽化しつつある管路や処理場等関連資産の更新に向けた企業団の堅実な経営体質を確保するため、県の一定の関与があってしかるべきです。

企業団の構成自治体に県が加わることで明確になれば、「上田・長野間の水道広域化」に対する市民の不安感を少しでも解消できるでしょう。

4. 下水道事業の経営体分離によるデメリットが、水道の広域化のメリットを上回ってしまうことはないか。

上水道事業を新たな企業体に移管しても、下水道事業に関する間接部門（総務、経理）や営業部門（料金徴収）は、引き続き上田市に残ることは、今回の広域化案のデメリットであることが説明されていますが、水道事業の広域化の効果を上回ってしまうような下水道事業のコストアップを招いては、本末転倒です。

殆どの市民が水道と下水道の両方の料金を支払うことになります。水道事業の供給単価の低減が明確に数字として示されているのと同様に、下水道事業の経営体分離によるデメリットも課題解決の具体的な方針や金額を以って明らかにして、最終的に、水道広域化によるメリットが市民負担の低減につながることをわかりやすく説明する必要があります。

5. 既成事実を積み上げての広域化にはならないようにする。

現状は、上田市の水道事業の持続可能性をどう確保するか、さらには人口減少による減収など同じ課題を抱える下水道事業も含めて上田市の地方公営企業の持続可能性をどうするかという本質論を飛び越えて、「上田・長野間の水道事業の広域化」をするかしないかという具体論を唐突に二者択一で迫られている状況と受け止めています。

来年度からは、広域化のための（仮称）任意協議会に参加することが既に報道され、結果的には、上田市民の間で論議が深まらないまま、既成事実が積み上がったあげくの広域化になってしまうのではないかと懸念しています。

言うまでもないことですが、市長は、市民から安寧な日々の営みを守ることを付託された「為政者」としての選択を、時の勢いで為すことなく、常に論議をオープンにし、冷静に、そして俯瞰的な見地から政策判断をされるよう期待します。

回答書

上田右岸地域協議会におかれましては、水道事業の広域化につきまして、熱心な議論を展開され、意見書を提出いただきました。改めて敬意と感謝を申し上げます。御提言をいただきました各事項につきまして、次のとおり回答いたします。

件名：上田・長野間の水道事業広域化の検討について

1 持続可能で安全・安心な水道水を供給することを最大の眼目とする

水道事業は、上田市を含め全国的に、

- ・人口減少社会及び水需要減少に伴う料金収益の減少
- ・水道施設の老朽化・耐震化不足による更新費用の増大
- ・熟練職員の退職等に伴う技術力の低下及び緊急時体制の弱体化

など、数多くの課題を抱えており、非常に厳しい経営・運営状況にあります。

このことから、将来を見据え、持続可能な水道事業を図るためには、現時点から水道事業の「ヒト・モノ・カネ」の基盤強化の対策が必要であると考えており、この一つの手段として、上田市、長野市、千曲市、坂城町、長野県企業局を構成団体とする上田長野地域水道事業広域化研究会において、広域化の検討を重ねているところであります。

前述のとおり数多くの課題を抱える中で、持続可能で、安全・安心な水道事業とはどうあるべきか、また、将来世代の負担軽減をいかに図るかなど、水道事業の将来に向けての方向性を先送りすることなく示すことが、現世代の責務であると考えております。

この他、上田市内においては、主に市営水道と県営水道の区域が存在することから、市民からはこの解消について以前よりご意見を賜っており、また、水道料金の差額を補填している現状において、この事務の解消にもつながる広域化の検討は上田市において大変意義のある取り組みと認識しております。

今後、上田長野間における広域化について更なる具体的な検討に取り組み、この広域化の方向性を見出してまいりたいと考えております。

2 「様々なシミュレーションの実施」、「第三者の専門家との相談」の結果を審議会や市民に明らかにする

シミュレーションにつきましては、現在、上田市独自で取り組んでいるもの及

び上田・長野間の広域化検討にて取り組んでいるものがありますが、これらの結果については検討の進捗状況を踏まえ、上田右岸地域協議会や上田市上下水道審議会、市民説明会等の場で公表してまいりたいと考えております。

3 新たな企業団への、県の参加を明確に位置付けるべきである

広域化で構想している新たな水道企業団の構成団体については、現在、協議はされておりませんが、御指摘の長野県の関わり方につきましては、今後の具体的な検討において協議してまいりたいと考えております。

4 下水道事業の経営体分離によるデメリットが、水道の広域化のメリットを上回ってしまうことはないか

下水道事業は水道事業と同様に、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設更新費用の増加などの課題を抱え、経営環境が厳しさを増す中で効率的な事業運営が求められています。

仮に、水道事業が広域化された場合は、組織体制の再編整備が必要となるなど効率性の面でも課題があり、これらの課題に対処し持続可能な事業運営を確保する必要があります。

下水道事業の経営分離によるコスト分析や業務の効率性について整理を行い、具体的な方針等を示すことで、わかりやすい説明に努めてまいります。

5 既成事実を積み上げての広域化にはならないようにする

令和6年度からは任意協議会において、より詳細な協議を開始することになります。

協議の状況は、広報うえだやホームページ等により発信してまいります。協議の状況等を踏まえ、再度、市民説明会の開催を予定しております。

必要に応じて市民アンケートの実施も検討していますが、まずは一人でも多くの方に説明会へ参加いただけるよう、開催方法等も工夫し、一方的な説明ではなくある程度時間をかけてしっかり説明する等、市民の皆様との論議を深めてまいりたいと考えております。

今後も、市民の皆様のご意見を広く聞き、市民意見を反映した形で最終判断できるよう努めてまいります。